「ガス事業法の運用及び解釈について(ガス用品関係)」の改正(新規制定)について

令 和 2 年 7 月 産業保安グループ 製 品 安 全 課

1. 背景

ガス事業法(昭和29年法律第51号)において、ガス用品を製造、輸入する場合は、技術上の基準に適合することとしており、技術上の基準についてはガス用品の技術上の基準等に関する省令(昭和46年通商産業省令第27号。以下「省令」という。)で規定している。

現在、技術基準省令については、ガス用品が満たすべき安全性能を明確化した性能規定となっており、技術基準省令における規定の例示基準として、「ガス事業法の運用及び解釈について(ガス用品関係)」(平成 23・11・14 商局第 2 号)に示されている。

近年、通信インフラ等の整備により、通信回線等による遠隔操作を利用したガス用品が各社から販売されてきているが、ガス用品の遠隔操作に係る技術基準が整備されていないため、各社独自の基準で製品を製造・販売しており、製品安全の観点から統一的な基準の策定を行うため、通達の改正を行う。

併せて、通達で引用しているJIS規格については、最新のものに更新を行う。

2. 改正事項

通達を一部改正し、ガス瞬間湯沸器等のガス用品について、遠隔操作に係る技術基準等を整備し、通達の中に例示基準を追加する。

遠隔操作に係る技術基準については、すでに電気用品安全法では整備されており、これに準じて、一般財団法人日本ガス機器検査協会(JIA)内の委員会(委員は製造事業者・消費者団体等から選出)で検討した。この検討内容に加え、ガス用品の特性等を踏まえて、消火操作等も含めた技術基準を策定した。

各対象品目に応じて、以下の方針で基準を策定した。

対象品目	型式等	規定内容
・ガス瞬間湯沸器	自然給排気式・開放式	禁止
・ガスバーナー付ふろがま	その他	リスク低減策を講じこと
・ガスふろバーナー		により遠隔操作に伴う危
		険源がないと評価される
		もの等の基準に合致し、危
		険が生ずるおそれがない
		ものは、操作可能(※)
・ガスストーブ	自然給排気式・開放式	禁止
	(放射式のみ)(送風機	
	を有するものを除く)	

	その他	操作可能(※)
・ガスこんろ	点火操作 消火操作・火力調整(遠 隔操作される機器の近 くにいる人による操作 を除く)	禁止 禁止(使用者がガス用品から離れた位置情報等を検知し自動的に消火する等機能を備えたものを除く)

さらに、通達の中で引用されているJIS規格が古いものを引用しているため、最新のJIS規格に合わせて更新した。

引用されているJISのうち最新のJIS規格に更新したものは、以下のとおり。その他、すでに引用されているJISが最新のものは、「日本工業規格」を「日本産業規格」に変更した。

- · S 2 0 9 3 2 0 1 0 → 2 0 1 9
- \cdot C 9 7 3 0 1 2 0 1 0 \rightarrow 2 0 1 9
- \cdot S 2 1 0 9 2 0 1 1 \rightarrow 2 0 1 9
- · S 2 1 2 2 2 0 1 0 → 2 0 1 9
- · S 2 1 0 3 2 0 1 0 → 2 0 1 9

なお、現行の通達については廃止することとし、新規に制定する。

3. 今後のスケジュール

令和2年7月8日施行。

なお、施行日から令和2年12月31日までは、従前の例によることができる こととする。